



自分らしく 生きるために

⑤ 暴力は決して
許されません。

毎年11月12日から25日は、『女性に対する暴力をなくす運動』期間です。
暴力は、性別や間柄を問わず、どんな事情があっても決して許されません。
特に、DVや性犯罪、ストーカー行為等の暴力は、人権を著しく侵害するものです。

「つらい」「危ない」と感じていませんか？

■ DV（ドメスティックバイオレンス）とは

配偶者や恋人など親密な関係にある者（あった者）からの暴力のことで、自分の思い通りに支配（コントロール）する態度や行動もDVなのです。

なく
け
殴る・蹴る

どな
怒鳴る・無視する

生活費を渡さない

性行為の強要

人前でののしる

電話・メールを監視する

被害者に与える影響

暴力によりケガなどの身体的な影響を受けるだけでなく、PTSD（心的外傷後ストレス障害）をはじめ、うつ病や薬物・アルコール依存症を引き起こすこともあります。

子どもに与える影響

暴力に怯え、不安や緊張を持ちながら生活することで、様々な心身の症状が表れることもあります。また、子どもが感情表現や問題解決の手段として暴力を用いてしまうこともあります。

◎ 子どもの目の前で配偶者に暴力を振るうことも「児童虐待」なのです。

「自分だけ我慢すればいい」「家庭内のことを人に話すのは恥ずかしい」などと思わなくていいのです。
ひとりで悩まず、あなたの不安やつらさを話してみませんか？

相談窓口

- 武雄市女性総合相談 ☎ 0954-27-7001（月曜・木曜 / 9:00~16:00）※祝日・年末年始除く
- 女性が元気になれるセンター ☎ 0954-36-5354（火曜・水曜・金曜 / 10:00~15:00）※祝日・年末年始除く
- 佐賀県配偶者暴力相談支援センター
☎ 0952-26-0018（火曜~土曜 / 9:00~21:00 日曜・祝日 / 9:00~16:30）※年末年始除く
☎ 0952-26-1212（月曜~金曜 / 8:30~17:00）※祝日・年末年始除く
- アバンセ「男性総合相談」 ☎ 080-6426-3867（第2・3木曜 / 19:00~21:00、第4土曜 / 面接相談14:00~16:00）
- アバンセ「LGBT相談」 ☎ 090-1926-8339（第2日曜・第4水曜 / 14:00~16:00）